

広島県告示第二百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県廿日市市上平良、峰高、宮内地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の名称
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の表示	区域の表示	区域の名称	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
峰高一丁目（五九八二）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
伴丈木（五〇五六）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
伴丈木（五〇五六）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
伴丈木（五〇五六）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂垣内（二七一二）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平良J（八一、一七二二）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平良J（八一、一七二二）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平良J（八一、一七二二）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
速谷神社（八一、九一一）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
速谷神社（八一、九一一）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山（五九七四）	急傾斜地の崩壊	次を図のとおり	急傾斜地の崩壊

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び
広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。